

鶴ヶ島市西児童館

指定管理者選定等委員会

審査報告書

令和元年 8 月

# 目次

1	施設概要	1
	(1) 名称	1
	(2) 所在地	1
	(3) 目的	1
	(4) 施設	1
	(5) 開館時間	1
	(6) 休館日	1
	(7) 利用料金	1
2	指定管理者の導入目的	1
3	指定管理者が行う業務	2
4	指定管理期間	2
5	応募団体	2
6	指定管理者選定等委員会委員(敬称略)	2
7	選定基準	2
8	選定経過	3
9	審査結果	4
	(1) 第1回指定管理者選定等委員会	4
	(2) 第2回指定管理者選定等委員会	4
	(3) 第3回指定管理者選定等委員会	4
10	指定管理者(候補)	5
	(1) 名称	5
	(2) 指定期間	5
	(3) 指定管理料	5
11	今後のスケジュール	5
12	総評	6
	参考	7

## 1 施設概要

### (1) 名称

鶴ヶ島市西児童館（開設日：平成14年12月7日）

### (2) 所在地

埼玉県鶴ヶ島市新町四丁目17番地8

### (3) 目的

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設として設置しています。

### (4) 施設

#### ①形態

西市民センター及び図書館西分室、学童保育室(ひまわり A)を含む複合施設

#### ②規模

敷地面積 4,992.00㎡（複合施設全体）

床面積 鉄筋コンクリート造2階建

複合施設全体 2,862.04㎡

児童館部分 563.69㎡

※児童館部分は1階フロアのみ。

#### ③機能

遊戯室、集会室、幼児室、図書室、事務室の一部、倉庫、便所

### (5) 開館時間

4月から9月までの間 午前9時から午後5時30分まで

10月から3月までの間 午前9時から午後4時30分まで

### (6) 休館日

水曜日（その日が休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

※令和元年12月定例会にて条例改正予定（現行は火曜日休館）

### (7) 利用料金

無料

## 2 指定管理者の導入目的

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、鶴ヶ島市西児童館の管理運営に民間の能力を活用し、市民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としています。

### 3 指定管理者が行う業務

- (1) 児童館を利用する児童や保護者に対して行う、日常的な遊びの指導、行事の企画実施及び児童の健全育成に関すること。
- (2) 児童館の利用及び利用の許可に関すること。
- (3) 児童館施設の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める管理業務に関すること。

### 4 指定管理期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

### 5 応募団体

NPO法人カローレ

### 6 指定管理者選定等委員会委員(敬称略)

職名	氏名	性別	摘要
委員長	有路 直樹	男	総合政策部長
副委員長	竹本 良明	男	識見者
委員	朝生 三郎	男	
	橋本 則雄	男	
	石島 洋志	男	総務部長
	高沢 嘉晴	男	健康福祉部長

### 7 選定基準

(団体概要)

- ・公の施設としての役割を適切に担うことができるか
- ・経営基盤は安定しているか
- ・個人情報適切な取扱いを確保しているか

(事業内容)

- ・効果的な施設運営を実施できるか
- ・事故防止、緊急時対策は適切か
- ・指定管理料は適正か

※審査基準（評価項目）については、別紙を参照。

## 8 選定経過

月日	内容
6月12日から6月28日	募集要項配布
7月1日	現地説明会
6月26日から7月2日	質問書受付
7月4日	質問事項回答
7月5日から7月11日	申請書受付
7月17日	指定管理者選定等委員会委員任命 第1回指定管理者選定等委員会 ・適格審査 ・ヒアリング審査項目、基準の検討 ・現地確認
8月6日	第2回指定管理者選定等委員会 ・応募団体ヒアリング
8月7日	第3回指定管理者選定等委員会 ・指定管理者（候補）の選定
8月	市長報告

## 9 審査結果

### (1) 第1回指定管理者選定等委員会

応募団体の申請内容、応募資格について審査を行い、資格要件については、妥当と認められた。

### (2) 第2回指定管理者選定等委員会

「指定管理者候補者審査表」に基づき、評価を行った。審査表の集計結果は以下のとおり。

#### 【審査表集計結果】NPO法人カローレ

評価項目（配点）	採点（委員平均点）
I 公の施設としての役割を適切に担うことができるか（20）	16.3
II 経営基盤は安定しているか（20）	15.7
III 個人情報の適切な取扱いを確保しているか（10）	6.7
IV 効果的な施設運営を実施できるか（80）	57.0
V 事故防止、緊急時対策は適切か（40）	26.3
VI 指定管理料は適正か（30）	23.7
審査点数 （満点 200 点 選定標準点 120 点）	145.7

※審査には、審査点数の平均点を使用。

項目毎の平均点と審査点数の平均点は、集計の際、小数点以下で一致しない場合があるため。

### (3) 第3回指定管理者選定等委員会

「指定管理者候補者審査表」の集計をもとに、指定管理者（候補）を選定した。

## 10 指定管理者（候補）

### (1) 名称

NPO法人カローレ

代表者：理事長 浅見 要

所在地：埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字五味前426番4

### (2) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

### (3) 指定管理料

令和2年度	16,091,000円
令和3年度	16,201,000円
令和4年度	16,311,000円
令和5年度	16,421,000円
令和6年度	16,531,000円
合計	81,555,000円

## 11 今後のスケジュール

月日	内容
選定等委員会選定後	指定管理者（候補）の決定、応募者へ通知
12月中旬	令和元年第4回定例議会で指定管理者議案議決、指定管理者の指定（告示）、仮協定の締結
3月中旬	指定管理者と協定の締結
4月1日	指定管理業務の開始

## 1 2 総評

NPO法人カローレは、0歳から18歳未満の子どもと保護者に向けた子育て支援事業を地域で展開する事業型NPO法人である。

### 公の施設としての役割

NPO法人カローレは、公の施設を適切に管理、運営する実績を有していると評価できる。

### 経営基盤

提出された団体の運営、財務に関する書類から、経営基盤に問題はなく、安定的な施設管理運営を行うことができると見込まれる。

### 個人情報の適切な取扱い

個人情報の取扱いについては、マニュアルの運用、内部研修を実施するほか、市の規定等を尊重するとしており、その体制は妥当と評価できる。

### 効果的な施設運営／事故防止、緊急時対策

複合施設としての、地域に根差した活動（地域支え合い協議会、新町小学校）が展開できる点が評価できる。

また、危機管理マニュアルが整備されていることや、緊急時に備えた訓練の実施など、緊急時対応の体制は整っていると評価できる。

### 指定管理料

指定管理料は、5年間で81,555,000円であり、市の設計額と比較し、経費を抑えた提案である。

以上のことから、当該施設の設置目的を効果的に達成することが見込まれる。当委員会として、NPO法人カローレを指定管理者（候補）として選定する。

### 附帯意見

なし



参考 審査基準（評価項目）

令和元年  
指定管理者選定等委員会

鶴ヶ島市指定管理者候補者審査基準評価表（ 児童館）

□ 応募者

委員名： \_\_\_\_\_

審査基準（評価項目）	得点					判断材料
	A	B	C	D	E	
<b>I 公の施設としての役割を適切に担うことができるか（20点）</b>						
1 施設管理運営に対し意欲が感じられるか	10	8	6	4	2	団体概要書 事業計画書
2 同種の施設管理運営の実績があるか	10	8	6	4	2	団体概要書
<b>II 経営基盤は安定しているか（20点）</b>						
3 施設管理運営を安定して行う経営基盤を有しているか	10	8	6	4	2	団体概要書
4 施設の維持及びサービスを提供するための職員体制が確保され、職員研修を実施できるか	10	8	6	4	2	事業計画書
<b>III 個人情報の適切な取扱いを確保しているか（10点）</b>						
5 個人情報の適切な取扱いを確保できるか	10	8	6	4	2	事業計画書
<b>IV 効果的な施設運営を実施できるか（80点）</b>						
6 施設の設置目的を達成し、サービスの質の向上が図られるか	15	12	9	6	3	事業計画書
7 現在雇用され、相応しい知識・経験を有する職員を継続雇用する仕組みがあるか	10	8	6	4	2	団体概要書
8 子どもの見守りに係る地域との連携・協働に対する姿勢	10	8	6	4	2	事業計画書
9 施設の特徴を踏まえた、独自性のある事業の取組みがあるか	15	12	9	6	3	事業計画書
10 利用者の意見、要望等を把握し、運営に反映させる工夫があるか	15	12	9	6	3	事業計画書
11 施設の現状認識と将来展望がなされているか	15	12	9	6	3	事業計画書
<b>V 事故防止、緊急時対策は適切か（40点）</b>						
12 事故防止策の体制が整備されているか	10	8	6	4	2	事業計画書
13 緊急時の対策は適正であるか	10	8	6	4	2	事業計画書
14 防災対策は整備されているか	10	8	6	4	2	事業計画書
15 施設の衛生管理は適正であるか	10	8	6	4	2	事業計画書
<b>VI 指定管理料は適正か（30点）</b>						
16 事業計画と収支計画の整合がとれているか	10	8	6	4	2	事業計画書
17 費用対効果が期待できるか	10	8	6	4	2	事業計画書
18 価格点	10	8	6	4	2	事業計画書
<b>審査点数</b>						/ 200